標準見積書の活用及び社会保険等加入に関するアンケート調査結果(道塗連)

道途連全体 31 組合 522 社中、回答は 358 社(回答率 68.5%)

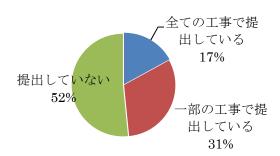
H27.6.22 道途連事務局

1 法定福利費を内訳明示した見積書の活用について

【設問1】注文者に対して標準見積書を提出していますか。

①全ての工事で提出している。【**59社**】 ②一部の工事で提出している。【**109社**】

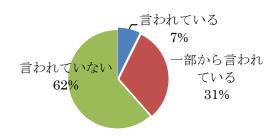
③提出していない。【190社】



【設問2】注文者から標準見積書を提出するよう言われていますか。

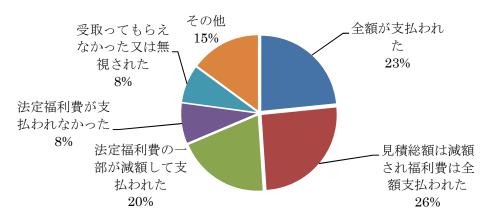
①言われている。**【25社】** ②一部の注文者から言われている。**【106社】**

③言われていない。【220社】



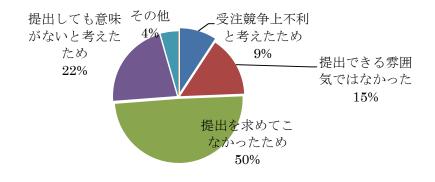
【設問3】設問1で提出していると答えた方(複数回答)

- ① 見積額が全額支払われる契約となった。【44社】
- ② 見積総額は減額されたが、法定福利費は全額支払われる契約となった。【48社】
- ③ 法定福利費の一部が減額して支払われる契約となった。【37社】
- ④ 法定福利費が支払われない契約となった。 【16社】
- ⑤ 受取ってもらえなかった又は受取ってもらったが無視された。【15社】
- ⑥ その他 【28社】
- ⑥ その他記載内容
- ●法定福利費としては見積りしていないが、今後請求できると思う。
- ●法定福利費は別途ではなく請負金額の中に含まれ、請負金額が決定されている。(明示はなし)
- ●注文者から標準見積書について言われたことがない。
- ●法定福利費を分けて見積りをしておりません、法定福利費を含んだ内容で見積っています。
- ●旧来の取引先は一括見積もりなので、理解してもらうのに時間がかかりそう。
- ●見積り総額しか見ていない。●一部は認められた●下請けをしたことがない。
- ●もらえる時とそうでない時がある、理解を示す傾向あり。●変化なし。



【設問4】設問1で提出していないと答えた方(複数回答)

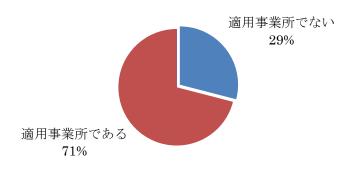
- ① 受注競争上不利になると考えたため。【25社】
- ② 提出できる雰囲気ではなかったため。【41社】
- ③ 注文者が提出を求めてこなかったため。【134社】
- ④ 提出しても意味がないと考えたため。【59社】
- ⑤ その他【12社】
- ⑤ その他記載内容
- ●注文者より予算書が提示され、決定するのがほとんどです。
- ●標準見積書の形としては提出していないが、法定福利費を別枠計上して提出するよう試みている。
- ●民間工事のみを主体にしている当社では、殆ど話が出来ていない。職人は当社雇用ではなく、すべて外注のため。
- ●まだ、社内的に法定福利費を含めた見積書が標準化していない。
- 言われてないため、提出していない。 発注者がほぼ個人の一般ユーザーのため。



2 社会保険への加入状況について

【設問5】事業所の形態について

- ① 常時使用される者が5人未満の個人事業所である。(適用事業所ではない)【103社】
- ② 法人もしくは常時使用されている者が5人以上の個人事業主である(適用事業所)【252社】

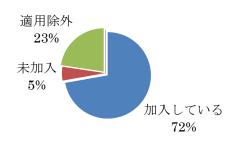


【設問6】適用事業所でないに○をした方に、健康保険についてお聞きします。

① 加入している(市町村国保、建設国保)。【103社】 ② 未加入 【0社】

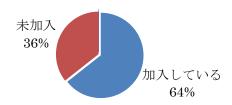
【設問7】適用事業所に○をした方に、健康保険についてお聞きします。

- ① 加入している(協会けんぽ)【182社】 ② 未加入(市町村国保、その他)【13社】
- ③ 適用除外(建設国保、左官タイル他 【57社】



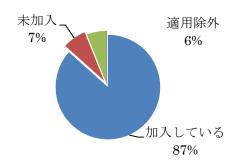
【設問8】設問5において適用事業所でないに○をした方に、厚生年金保険について、お聞きします。

① 加入している(国民年金)【67社】 ② 未加入【37社】



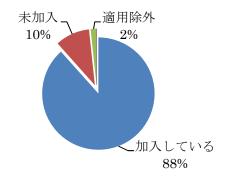
【設問9】設問5において適用事業所に○をした方に、厚生年金保険について、お聞きします。

- ① 加入している(厚生年金、受給者)【227社】 ② 未加入(国民年金。その他)【19社】
- ③ 適用除外(65 才以上、学生等)【16社】



【設問10】雇用保険についてお聞きします。

- ① 加入している【312社】 ② 未加入【35社】
- ③ 適用除外(65 才以上、学生等)【6 社】



法定福利費の計算方法

- 1 日本塗装工業会方式
- 2 北海道塗装組合連合会方式(簡便な例外的方法)を採用
 - *但し、これは法定福利費についての計算方法であり、労務管理費については各社の判断とします。[労務管理費:法定外労災保険、健康診断等、作業服、教育訓練、安全管理備品等] 法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率
 - *法定福利費算出の基準は労務費であり、労務費に社会保険料の事業主負担率を乗じる。
- (1) 労務費の算出

自社の完了した工事の(30~40件程度)の平均受注額から労務費を算出する。 [平均受注額の工事算出件数は各社の判断]・・・・・(例)別紙工事費集計表

(2) 法定福利費率の算出 (H27年9月保険料率) 別表

① 健康保険 $10.14\% \div 2 = 5.07\%$

② 厚生年金 17.828% ÷ 2 = 8.914%

③ 雇用保険 1.05%

④ 介護保険(40 歳以上 65 歳未満) 1.58% ÷ 2 = 0.79%

⑤ 児童手当拠出金 0.15%

合 計 15.974%

(1) から労務費 49.60%、(2) から法定福利費 15.974% よって、工事費の労務費率による法定福利費率は 15.974% × 49.60% = 7.923%

(3) 法定福利費の算出

見積工事費(5,600,000 円)× 7,923% = 443,688 円 ≒ 443,000 円

見積書例

科目	仕 様	数量	単位	単価(円)	合 計
天井ボード	環境対応型エマルション	1,000	m²	1,000	1,000,000
壁ボード	環境対応型エマルション	2,000	m²	1,000	2,000,000
同上下地処理	目地テープ	3.000	m²	700	2,100,000
諸 経 費		1	式		500,000
計					5,600,000
法定福利費	別紙明細	1	式		443,000
労務管理費	別紙明細	1	式		
合 計					6,043,000
消費税		8	%		483,440
総合計					6,526,440

工 事 費 集 計 表

	工事名	受注金額	材 料 費	労 務 費	共通仮設費	現場経費	一般管理費	労務費/受注金額(%)
1	〇〇ビル大規模改修	6,000,000	1,200,000	3,540,000	300,000	420,000	540,000	59
2	△邸外部改修工事	1,200,000	150,000	480,000	60,000	120,000	390,000	40
3	〇〇倉庫屋根塗装工事	3,000,000	450,000	1,200,000	150,000	300,000	900,000	40
4	ロビル1階天井塗装	800,000	80,000	376,000	40,000	80,000	224,000	47
5	△マンション鉄骨階段塗装	2,500,000	370,000	1,525,000	130,000	200,000	275,000	61
6	▲邸浴室塗装工事	200,000	60,000	84,000	10,000	20,000	26,000	42
7	〇邸玄関扉塗装	50,000	7,000	24,000	5,000	5,000	9,000	48
8	◎◎倉庫床塗装	1,800,000	450,000	684,000	108,000	180,000	378,000	38
9	★★事務所内部改修	1,500,000	230,000	675,000	75,000	150,000	370,000	45
10	〇〇邸屋根·壁塗装工事	900,000	117,000	315,000	36,000	99,000	333,000	35
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
	合 計	17,950,000	3,114,000	8,903,000	914,000	1,574,000	3,445,000	
	比率	100%	17.30%	49.60%	5.0%	8.80%	19.30%	